

兵庫ヒルズ分譲地のご案内



1 申込み資格

申込みができる方は、次の全ての項目に該当する方です。

- ①自らが居住する住宅を建築するために宅地を必要としている方
- ②申込日において、18歳以上の方
- ③売買代金の支払いが可能である方
- ④引渡しの日から3年以内に住宅の建築を完了し、居住できる方
- ⑤市税及び市の使用料等の滞納がない方
- ⑥暴力団関係等の構成員でない方
- ⑦兵庫ヒルズ分譲地に関する要綱を遵守できる方
- ⑧まちづくり協定を遵守できる方
- ⑨買戻し特約（10年間）を承諾できる方

2 申込み方法等

(1) 募集期間

第一次募集（住宅メーカー等法人は申込みできません）

令和8年2月25日（水）～令和8年4月17日（金）

※受付時間 8：30～17：15（土日祝日は除く）

抽選日

令和8年4月30日（木） 羽咋市役所

※抽選にもれた方のみ対象に、当日、希望のなかった募集区画の申し込みを受け付けします。（重複になった場合は抽選します。）

第二次募集

令和8年5月13日（水） 9：00～（申込先着順）

※第二次募集から2世帯住宅を建築する場合のみ、隣接する2区画の申し込みが可能です。

※電話による受付後に申請書を提出いただくようお願いします。

(2) 申込場所

羽咋市役所 3階 企画財政課（電話 0767-22-7162）

(3) 申込書類

① 申込書

② 住民票（写）（申込者及び居住予定者全員※発行から1ヶ月以内のもの）・・・1通
法人の場合は登記事項証明書（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

③ 申込者及び居住予定者全員の納税証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各1通

(4) 申込み方法

上記申込場所に、申込書等を**持参または郵送（×切必着）**ください。

(5) 区画平面図及び価格等



番号	予定面積 (m ²)	予定価格 (円)	番号	予定面積 (m ²)	予定価格 (円)
1	216	3,715,000	9	207	3,457,000
2	216	3,715,000	10	207	3,478,000
3	222	3,885,000	11	207	3,519,000
4	222	3,841,000	12	207	3,478,000
5	221	3,868,000	13	234	4,025,000
6	222	3,952,000	14	233	3,914,000
7	242	3,993,000	15	233	3,914,000
8	242	3,872,000			

※面積及び価格は予定です。造成工事完了後に測量を行い、実際の面積に基づき契約を行います。

3 申込み留意事項

- ①一般の申込みは1世帯1区画に限ります。ただし、第二次募集から2世帯住宅を建築する場合のみ、隣接する2区画の申し込みが可能です。(住まいづくり奨励金の対象は1区画分のみです。)
- ②本案内を十分に熟読のうえ、お申込みください。
- ③申込み資格等を審査し、土地購入予定者を決定します。

4 契約予定者の決定方法

- ①第一次募集については、令和8年4月17日(金)に土地購入予定者を決定し、分譲予定者決定通知書にてお知らせいたします。
ただし、同区画に複数の申込がある場合は、令和8年4月30日(木)に、羽咋市役所にて抽選を実施します。
- ②抽選となった場合に会場に来られない方は、委任状を提出してください。
- ③抽選後の第二次募集の申込みは、令和8年5月13日(水)午前9時から先着順に審査し、土地購入予定者を決定します。

※電話による申し込み後に申込書を提出ください。

5 分譲における重要な条件

- ①契約予定者には、造成工事や確定測量後に行う「表示・所有権保存登記」の完了後、分譲決定の通知を行い、契約を締結します。
- ②所有権移転登記後、10年間は当該宅地又は宅地の上に建てた住宅を第三者に譲渡、若しくは賃貸借又はその他の権利を移転することはできません。
- ③分譲に関する要綱及びまちづくり協定「環境にやさしい住まいと暮らしの協定」を締結し、遵守していただきます。
- ④店舗等の兼用住宅も建築可能となりますので、了承の上、お申し込みください。

6 契約の締結及び収入印紙代

分譲決定通知を受けてから**指定する期日までに**契約を行っていただきます。指定する期日までに契約を締結しないときは、土地購入予定者の資格は取り消されます。契約に係る諸経費（収入印紙等）は、土地購入者のご負担となります。

7 売買代金の支払い方法

①売買代金

契約締結日から**30日以内**に、売買代金を納入していただきます。

②納入方法

売買代金は市が発行する納入通知書にて、指定金融機関窓口で納入していただきます。

8 所有権移転登記及び登記手数料

売買代金の全額納入を確認後、市が当該宅地の所有権移転登記及び買戻特約登記手続きを行います。手続きに係る諸経費（登記手数料）は、土地購入者のご負担となります。契約手続きの通知の時に費用等をお知らせいたします。

9 契約に関する留意事項

①分譲の取消及び契約の解除

土地購入者の申告された内容に虚偽があったとき、又は、契約及び分譲の条件等に違反があったとき、羽咋市は分譲の決定を取消し、契約解除を行うことができます。

② 買い戻し

土地購入者が契約等に違反したとき、羽咋市は土地購入者が支払った売買代金を返還し、その土地を買い戻すことができます。

③ 違約金

買い戻しとなった場合は、売買代金の10パーセント（1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。）を違約金として請求します。また土地購入者が自らの都合により、契約解除を申し出た場合も同じです。

違約金については、返還されるべき売買代金から充当することができます。

10 その他注意事項等

- ① 隣接地付近に塀等の構造物を設置する場合は、隣接所有者と話し合ってトラブルのないようにしてください。
- ② 建築する際は、地盤調査を実施するなどし、適切な基礎工事を実施してください。
- ③ 地元町会の自治会活動に協力してください。

申込みから登記までの流れ

分譲地申込書等の提出

第一次募集：令和8年2月25日（水）
～令和8年4月17日（金）
申込場所：羽咋市役所企画財政課

抽選会（申込み多数の場合）

令和8年4月30日（木）
抽選会場：羽咋市役所

第二次募集開始

令和8年5月13日（水）午前9時～
※電話による申し込み後に申込書を提出ください。

第一次及び第二次募集の分譲予定者に分譲予定者決定通知を送付します。

※造成工事、確定測量、表示・所有権保存登記後 分譲決定通知の送付

契約の案内も一緒に送付します。

土地売買契約の締結

売買代金の支払い

契約日より30日以内にお支払い。

所有権移転登記

納付確認後、市が法務局で所有権移転の手続きを行います。

登記識別情報通知を送付

所有権移転登記完了後、登記識別情報通知を送付します。

【住まいづくり奨励金】

快適で良好な住環境を維持するために、建築物に関する基準や、住み良い住環境づくりについて、「まちづくり協定」を定めます。

協定を締結していただいた方には、住宅完成後に助成金が支給されます。

- 転入者 …最大340万円
- 市内在住者…最大310万円

【まちづくり協定の概要】

「環境にやさしい住まいと暮らしの協定」

- ・建築物の色彩など景観に配慮する
- ・省エネ・創エネの住まいづくりに努める
- ・緑豊かな環境づくりに努める
- ・騒音、悪臭、排水等で周辺に迷惑をかけない

など、住民の皆様が、安心して快適に暮らしていただくまちづくりのための協定です。

※助成金についての詳細は別紙、住まいづくり奨励金の案内をご覧ください。

問い合わせ先
羽咋市役所企画財政課
TEL:0767-22-7162
Mail: kizai@city.hakui.lg.jp

【分譲地の概要】

- 取引態様／売主（羽咋市） ■所在地／羽咋市兵庫町（地番は測量・登記後決定）
- 地目／宅地 ■用途地域／第二種住居地域 ■建ぺい率／60% ■容積率／200%
- 道路の幅員／6.0m ■上下水道／羽咋市上下水道（負担金不要）
- 交通／千里浜IC約1.2km、JR羽咋駅約1.5km
- 周辺環境／羽咋白百合幼稚園約1.4km、粟ノ保小学校約800m
羽咋中学校約800m、公立羽咋病院約1.9km